

# 清末四川省における局士の歴史的性格

新村容子

## はじめに

本稿は、清末四川省における地主制の特質を局士の分析を通じて明らかにしようとするものである。局士とは、後述の如く、州県官の委託のもとに地方行政の諸機能を遂行していた在地の地主である。嘉慶白蓮教の乱（一七九六—一八〇五）と一八五〇年代の農民諸反乱とによってその矛盾を露呈した地主制の再編成を主導し、アヘンの商品生産の展開を<sup>(1)</sup>ふまえた生産諸力の発展の成果を直接生産者農民の手から奪いつつ、新たな郷村支配を貫徹せしめていた存在は、この局士に求めることが出来る。<sup>(2)</sup>

以下、局士による農村支配のあり方を考察したい。なお、本稿が対象とする時期は、一八三〇年前後より一九〇〇年までとする。一九〇〇年以降の光緒新政期における局士については、別稿において扱うこととする。

## 一 公局と局士

## (一) 公局の機能と局士の登場

光緒『井研志』に、「公局は、咸豊の軍興自り以後に起こる。時に朝廷は司農の匱を告ぐるを以つて、凡そ籌餉、善後、及び救災、蠲賑の各事は皆疆吏に責成す。疆吏は州縣に符下す。州縣はこれを士紳に委ぬ<sup>(3)</sup>」とある如く、公局とは、州県官が「士紳」と呼ばれる人々に、籌餉、善後、救災、蠲賑などの地方行政に関わる諸機能を委託遂行せしめるために設立された機関である。州県官の委託のもとに、かかる諸機能を掌る「士紳」は、「士民の公選」<sup>(4)</sup>によつて、公局ごとに一―三人ずつ選出されることになっていた。彼らは、史料中に、「首士」、「董事」、「局紳」、「局士」などと様々に呼ばれているが、本稿では、最も一般的に使われていた呼称であると考えられる「局士」に統一してこれを称する。

地方行政のいかなる具体的諸機能が、いかなる公局を通じて遂行されたのであろうか。川東道重慶府の合州における公局の具体例は、表1の如くである。いま、四川省の各州県にはほゞ共通に設立されている公局を、これを通じて遂行される地方行政機能の内容によって分類してみよう。

一、徴税機能——津捐局（捐輸局とも呼ばれる）がその代表的なものである。津捐局を通じて徴収される津貼と捐輸とは、太平天国期（一八五〇年代）に、軍費調達の名において清朝中央より課せられた田賦附加税であり、「不正規稅・臨時稅」<sup>(6)</sup>としての性格を持つ。しかし、清末を通じて、一般に、地方財政における不正規稅・臨時稅の収

入は、正規の税収入を上回る地位を占めつつあった。<sup>(7)</sup> 地丁正糧が地域の経済の豊かさに対比して軽かった四川省において、かかる傾向は一層顕著であり、津貼と捐輸とを合わせた徴収額は、正糧の数倍から十数倍にも及んだ。<sup>(8)</sup> 四川省の「士紳」は、この津貼・捐輸の徴収に参与したのみならず、官の督率のもとに釐金の徴収にも関与したのであるから、<sup>(10)</sup> 彼らは地方行政機構における徴税機能の中樞を掌握していたことになる。

二、福祉・教育機能——救荒のための濟倉・積穀倉、貧窮者に対する救恤を担当する育嬰堂・養濟院・恤養局、科挙受験者を育成する役割を果たす書院・學田局・義卷局・賓興局などがこれに含まれる。これらの諸機能は、本来、牧民官たる州県官がその責任を負うべき行政機能であるにもかかわらず、公局が設立される以前の四川省においては、機能していなかったり、機能していても名目的なものにすぎなかったりした。<sup>(11)</sup> 「士紳」は、州県官に代って、福祉・教育等の機能を実現する役割を担ったのである。

三、治安維持機能——命案・盗案の捜査費用をプールする三費局、農民反乱に対する軍事力として機能する團練局などがこれに含まれる。このうち、一八九〇年代に至って、各州県に設立され始めた團練局は、地主層の私的な武力装置であったものを、地方行政機構の内部に取り込んだものであると考えられる。<sup>(12)</sup>

すなわち、本来は州県官が遂行すべき行政機能であったものが「士紳」の掌握するところとなり、また逆に、従来は地主が私的に果たしていた機能が地方行政機構の内部に組み込まれるという、両方向からのプロセスを経て、広汎な地方行政の諸機能が、公局を通じ、局士によって遂行されるようになったのである。局士によって遂行されるかかる諸機能は、史料中にしばしば「地方公事」と呼ばれているので、以下、これに従うこととする。

しからば、このように、在地の「士紳」が局士として登場し、地方権力の末端に連なって地方行政機能を肩代りするに至ったことの歴史的背景は何か。表1を見ると、公局——とりわけ、公局の中でも圧倒的多数を占める、福祉・教育機能を遂行するそれ——の設立時期は、嘉慶白蓮教の乱（二七九六—一八〇五）が鎮圧された後の道光年間（一八二一—五〇）と、太平天国期（一八五〇年代）に頻発した「滇匪の乱」<sup>(13)</sup>を始めとする農民諸反乱が平定された後の光緒年間に集中している。

鈴木中正氏によれば、明末清初の戦乱によって極度の荒廃を被った四川省においては、康熙・雍正年間（一六六二—一七三五）における他省からの移民を中心に地主制の再建が進められ、それにもなつて地主制の矛盾も急速に深まり、白蓮教の乱は、従来の移住民が集中し早期の移住民との間に小作関係をめぐる矛盾が深化していた四川東北部の山地を震源地としていたという<sup>(14)</sup>。一八五〇年代の農民の諸反乱もまた、四川東北部を中心としていた<sup>(15)</sup>。したがって、反乱鎮定後に顕著となる公局設立の動きは、これを地主制の再編成の一環に位置づけることが出来よう。四川省の地主は、地方権力と結びつくことによって、福祉・教育機能の充実や治安維持などをより効果的に実現し、以つて地主制を安定させることを目指していたと考えられる。

他方、地方権力の側もまた、かかる方向性をもつ地主制の再編成をバックアップし、権力への地主層の参与を積極的に認めることを通じて、地主制を活用する形で清朝国家権力の存続をはかろうとしたのであろう。

それでは、地方公事の興辦（設立・運営）を推進することによって地主制の再編成を主導していた地主層は、いかなる人々より成り、局士といかなる関連にあつたのであろうか。

地方公事の興辦の決定に際し、また公局の運営上の重要な問題の決定に際し、州県官は、地主たちを招集し協議させた。この協議のことを、本稿では、史料の用語に従って「集議」と呼ぶことにしたい。

集議を構成する地主たちは、合州育嬰堂の興辦(道光一四年〔一八三四〕)に際して「諸紳を集めて議」したとある如く、「諸紳」と呼ばれることもあるが、<sup>(16)</sup>「紳糧」と呼ばれている場合が圧倒的に多い。例えば、民国『雲陽県志』は、捐輸の徴収に際し銀価などを決める集議について、「毎歲秋初に県令は筵を肆<sup>\*</sup>きて城郷の紳糧を束速〔文書にて招く——引用者〕し、官舎に至らしめ、税率・銀價を平議せしむ」と記している。<sup>(17)</sup> 民国『合川県志』も、三費局興辦(道光三〇年〔一八五〇〕)に際し「四里の紳糧」が集議したこと、<sup>(18)</sup> 塩課局の興辦(咸豐元年〔一八五二〕)をめぐる集議が「四里の紳糧」によっておこなわれたこと、<sup>(19)</sup> 同治初年以來毎年開かれていた捐輸銀一兩あたりの銅錢への換算額を決める集議が「五里の紳糧」によっておこなわれていたことを記している。<sup>(20)</sup>

「紳糧」とは、民国『雲陽県志』に、「冠帯を襲る者を紳士と爲し、田租有る者を糧戸と曰う。統べて紳糧と稱す<sup>(21)</sup>」と割注が附されている如く、紳士身分を持つ者と地主とを渾然と括ってしまう史料用語である。したがって、そこには、後述するように「士紳」としての身分を持たない地主も含まれていた。以下、本稿では、地方行政に発言権を有する在地の支配者層を「紳糧」と呼ぶことにする。集議の構成員は紳糧であり、地方公事は彼らによって推進されていたのである。

集議は何人ほどの紳糧により構成されていたのであろうか。合州塩課局(咸豐元年〔一八五二〕設立)の場合、その設立によって州民に塩の自由な販運が許可されるが故に、州民の関心は強く、集議には千人もの「四里の紳糧」が

参加したといふ<sup>(22)</sup>。しかし、かかる例は、管見の限りでは、合州塩課局の設立に際してのみ見られた特殊な例であり、一般には、集議はさらに少ない人数の紳糧によって構成されていたと考えるのが妥当である。前述の民国『雲陽県志』の史料によれば、捐輸の徴収細則を決める集議は、毎年、県の役所に酒席を設けておこなわれていたのであり、人数は当然限られていたであろう。また、合州育嬰堂は一四人の紳糧、同三費局は一三人の紳糧による協議のもとに、その興辦の決定がなされていた<sup>(23)</sup>。恐らく、一般的には、集議は十数人前後の紳糧によって構成されていたのではないであろうか。この十数人前後の紳糧こそ、紳糧の中核的構成部分であったと考えられる。すなわち、地方公事は、十数人前後の紳糧の合意という手続きを経て実現されていたのである。居士は、「士民の公選<sup>(24)</sup>」によるとは言っても、事実上、この十数人前後の紳糧によって選出されていたと推測される<sup>(25)</sup>。

十数人前後の紳糧の中でも、集議を主導していた存在は、特に有力な紳糧数人であった。例えば、民国『雲陽県志』によれば、城郷の紳糧を集めておこなう捐輸徴収の際の銀価の査定は「格第高く望重きに與る者三数人、微言にて申述<sup>(26)</sup>」し、他の者は「声に随いて唯諾し、或いは旅進酔飽し、漫として何事なるかをも省みず」という状況であったといふ。光緒『広安州新志』も、学田などの地方公事を興辦する資金の獲得のため、附加税の課税が決定された際の集議の状況を、次のように述べている——「四郷の紳庶は與り聞かざれども数人署に於て秘議し、輒ち摺紳举貢の名を臚列し、公議を以つて上稟するに、官即ちこれを行わしめんことを批諾す。其の後、議する者有るも、官は諉<sup>(27)</sup>せて曰く、紳は諉<sup>(27)</sup>せて曰く、官准なり」と。

集議における合意の内容を事実上左右していた数人の有力な紳糧は、おおむね、公局において地方公事の遂行を

担当する局士と重なりあう存在であったと考えられる。例えば、合州育嬰堂（道光一四年〔一八三四〕設立）の場合、興辦をめぐる集議を構成していた一人の紳糧のうち、募捐においても、その募捐金をもとに育嬰堂の建設を主宰し、或は、公田を置買する任務においても主導的役割を果たした李天華が初代局士に推挙されている。<sup>(28)</sup> また、合州三費局（道光三〇年〔一八五〇〕設立）の場合も同様であり、集議を構成していた紳糧一三人のうち、主導的役割を果たした李子科と藩一崙とが三費局士に推挙されるに至っている。<sup>(29)</sup>

右のように、一局について、これに関する集議を左右し得る力を有していた者が、局士に推挙され得たと考えられる。彼らは、一旦局士に選出されると、局士の任期は一年と規定されている場合が多かったにもかかわらず、現実には、数年から一〇年以上も同一の公局の局士であり続けた。そのうえ、同時に教局を兼任したり、諸局を次々と歴任したりしていたのであるから、一州県内に十数局前後の公局は、おおむね、数人の局士によって独占されていたものと考えられる。

すなわち、清末四川省においては、局士層とも言うべき、州県ごとに数人の有力な紳糧が、集議を媒介として官権力の末端に連なることによって、地方行政の諸機能を掌握していたのである。

## (二) 局士の階級的基盤

民国『合川県志』の郷賢伝より抽出した道光末年より光緒末年にいたる間の一二例の局士（表2）について検討するに、彼らは、左記の通り、いずれも大地主層の出身であったと推定される。

①李天華(②李子科は彼の長子)は、「前後十年ばかりに田を買うこと〔収租<sup>31</sup>〕八千餘石〔の田〕に至り、因りて以つて富は一郷に甲たり」(「」内は引用者による補足。以下、同様)と言われるほどの富を獲得し、その名声を聞き知つた知州李宗沆(道光二一—一八年〔一八三二—三八〕在任)により、育嬰堂の興辦を委任され、その初代局士に選ばれた。③藩一崙は、「数千金<sup>よ</sup>以り家を起こし、四十年ばかりに資を擁すること數十萬、田を買うこと百餘頃」であつた藩世幹の子にあたる。⑦秦国聘は、「初めは祖遺田の十頃に足らざるを受けしも、晩年には乃ち百頃以上」もの田を獲得した。合州では、光緒半ば(一八九〇年頃)に田三〇〇畝(収租約四五〇石<sup>32</sup>)の地主が富人とみなされているのであるから、彼らの地主としての規模の大きさをうかがい得よう。

土地所有の規模に具体的に言及することはなくとも、大地主である旨を述べている史料は多い。④刁貴業は、「家富み礼を好む」という評判を聞いた知州李宗沆(道光二九—三〇年〔一八四九—五〇〕再任)によつて三費局士を札委された。⑤劉駿は、局士となる以前に、「勤儉を以つて家を起こし、頗る舊所有せる業を拡張し富人と作りて居」たという。⑩胡培森も局士となる前に家を起こしており、⑪曾紀鍾は、父より歲利数百兩の橋田と分田とを譲られ、衣食の憂なく學問に励んでいたのである。⑫易三祥もまた、父の代に「勤儉にして膏腴為に日に關い」たという。

この他にも、史料中に、局士が大地主であつたことを示す徴表を見出すことが出来る。その一つは宗祠の建設である。④刁貴業(前出)、⑥王三澤、⑧周鳳鳴、⑨劉得中について、族譜の編纂、宗祠の建設、祠田の設置などを確認し得る。但し、⑨劉得中を除き、他の三人はいずれも局士の任を終えて郷里に戻つてからそれらを実行してい



る。

第二の徴表は、咸豊末年における「滇匪」の合州侵入に際し、巨金を捐して砦・寨を修築し、一族や多数の郷民を收容していることである。②李子科(前出)、③潘一崙(前出)、④刁貴業(前出)、⑧周鳳鳴(前出)らは、みずから砦・寨を修築し、⑥王三澤(前出)の家では、王三澤の叔父であり、「滇匪の乱」当時、家政の管理にあつてた王鴻業が寨を修し、郷民数百戸を收容している。かかる大規模な砦・寨の修築は大地主でなければなし得ないことであろう。以上を総合するに、局士はいずれも富家の出身であり、中には佃租一万石前後にも及ぶ広大な土地を集積した者も含まれていたことが明らかとなる。

しからば、これらの局士は、いかなる方法で致富し、大地主としての基盤を獲得したのであるか。⑨劉得中、⑩胡培森、⑪曾紀鍾については、商業経営を通じて致富したことが明確である。⑨劉得中は父の劉長清が塩商の業務に携わることによって致富した。⑩胡培森は、郷試における失敗を機に酒酷販運業に転じ家を起こした。⑪曾紀鍾の父は、襪の商いに成功し、これにもとづいて地主としての一步を踏み出した。

以上の三人を除き、残りの九例については、商業経営への参与が史料に明確には記述されていない。⑦秦国聘に至っては、史料は、「曾つて未だ商業を営み子母を逐うことなし」とまで言い、商業への関与を否定しているのである。それでは、彼らは商品流通との関わりなしに地主―佃戸関係を通じてのみ致富したのであるか。清末当時における地主―佃租一万石前後もの田を所有する巨大地主を含む―にとつて、商品流通との関わりなしにかかると莫大な富を獲得することが果たして可能であつたらうか。

合州と同じく重慶府に属し、アヘンの生産地として、またその他の商品の集散地として、合州に劣らぬ繁栄振りを示していた涪州に関する史料に拠り、大地主の致富のあり方について検討してみよう。

涪州では、「富人にして歳に収むる穀の市斗にて三千石に至る者」は、乾隆・嘉慶（一七三六—一八二〇）以前には見られず、道光・咸豊（一八二一—一八六〇）以降初めて数人が出現したという。これらの富人のうち、陳、何、孟、徐、余は、米や豆を長江下流の宜昌・沙市に販運することに關わって致富したといわれる。彼らは、租米や、直接生産者農民が饑餓的生活を通じて販売した産米を省外に運び出す一方、農民には、その常食として、甘薯や玉蜀黍などの劣悪な食糧を強いていたのである。また、これらの富人のうち冉氏は、上述の五氏より時期的に後に出現した富人であり、アヘンの販売にたずさわることによって致富し、数十万両という莫大な富を獲得したという。<sup>34</sup>このように、涪州においては、清末に、收租三、〇〇〇石以上の田を擁する地主は、いずれも、米やアヘンなどの商品の販売を通じて流通過程より富を収奪し、大地主としての基盤を築いているのである。

右のように、商人としての経営が史料に明確ではない地主の場合にあつても、当時における地主経営そのものが、彼自身の米穀販売機能と密接に關わっていたことを見逃してはならない。光緒『広安州新志』によれば、大地主は倉を連ね、「往々にして積年の陳穀有るも因循滞蓄し、一たび歉歲に遇うや則ち利を倍にす」とある如く、饑饉の年の到来を期した租米の売り惜しみをおこなうと同時に、「其の秋収の田租は「これを」佃家に寄存し、次年の春夏に値昂れば上市せしめ、一に銀錢にての収兌を議し、票を給して往取する而已」とある如く、翌年春・夏の値上りする時点を待ち、その米価に換算して銀錢形態で收租する方法を取っていた。<sup>35</sup> 収租關係は租米の投機的販売を

不可欠の条件として成立していたのである。

したがって、商業経営への参与について明確に記述されていない、合州における九人の局士もまた、彼らの大地主としての性格は、商品流通と切り離し難く連関した致富の構造の中で獲得されたと考えられる。即ち局士の階級的基盤は富商ないし商人的大地主層であったと言い得よう。

次に、この一二例の合州の局士について、その社会的身分を考察しよう。一般に彼らの科挙制度上の地位は極めて低い。局士に推挙された時点における資格は、貢生が三人（うち一人は資格を買い取った例貢生）、生員が四人、資格を買い取った例監生が二人、資格のない者が三人である。

このように、捐納によって資格を得た者や資格のない者が一二例中の半数を占めており、科挙を通じて資格を得た者も、みな貢生以下にとどまっていたという事実は、局士に推挙され得る有力な紳糧という存在を規定している要因が、第一義的に富商ないし大地主として獲得した富にあり、社会的身分には第二義的な意味しかないことを示唆する。

光緒一八年（一八九二）、新任合州知州張熙毅（光緒一八一二年（一八九二）在任）のために、川東道台黎庶昌の幕僚としての立場において「州政の利弊十六カ条」を起草し、公局制度の改革を提言した合州廩生張森楷は、その中の第十五条「局士は久踞せしむる勿かれ」において、局士の被選出資格を新たに設定しようとしている。それは、「拳・貢の大紳」と「田租千石已上の糧戸」との中から合州一州で八人の局士を選出するというものであり、科挙制度上の地位と、経済的地位との二つの別個の基準を併用して、局士を選出すべきであるとしている。<sup>96)</sup>

張森楷は貧しい工匠の子として生まれた。しかも、幼い頃に父が失明し、一家の生計は母によって支えられていた。貧窮の中でも、彼は学問への意欲を失わず、親家に寄食して勉学を続け、光緒二年（一八七六）、一八歳の時に童試に合格した。光緒一八年（一八九二）には、川東道台黎庶昌にその学識を認められて幕僚に迎えられ、翌年には举人に合格したのである。<sup>(37)</sup>以上の経歴に明らかな如く、張森楷は貧家の出ながらも、学問を通じて世に出た人物であり、経済的地位を楨杆として世に出た合州の局士層とは、対蹠的な存在である。「州政の利弊十六カ条」を貫く、局士の現状に対する批判という論調は、かかる出身の特異性に根ざしていると考えられる。「局士は久踞せしむる勿かれ」において、科挙制度上の地位を、経済的地位と同等に局士被選出資格として位置づけようとしたことも、富商ないし大地主出身者にのみ局士への途が開かれている現実に対する批判の表れと見るべきであろう。

以上、第一章の考察を通じて、清末四川省においては、在地にあつてしばしば富商ないし大地主として現れる、各州県ごとに数人の有力な紳糧が、集議を通じて様々な地方公事の興辦を推進すると同時に、公局の局士に選ばれて地方公事の実務にあたつていたことが明らかとなった。局士層とも言うべき、かかる有力な紳糧は、「地域社会における政治・経済・文化の諸機能を独占し、集権制下における事実上の支配を強めて」いた存在であり、明末清初における「郷紳」に比定し得る存在であろう。清末四川省における「郷紳」は、明末清初におけるその如く、官位・学位を媒介として初めて成立する存在ではなく、むしろ土地所有との一義的な連関のもとに成立していたと考えられる。次章においては、局士が地方公事の遂行を通じて、いかなる郷村支配の構造をうち建てていったかについて、地方公事の資金をめぐる諸問題の考察を通じ、明らかにしたい。

## 二 局士による郷村支配

### (一) 地方公款

地方公事の遂行に必要な莫大な資金は、旧来の税収奪体系の中からは融通し得なかった。局士は地方公事のための財源を新たに創り出さねばならなかったのである。この新たな費目は、史料中に「地方公款」と呼ばれているので、以下、この呼称に従うこととする。

表1に見られる如く、地方公款の大半は公田という形態をとっており、その押租と歳租とが公局の収入を構成していた。公田は、光緒中期（一八九〇年頃）以前には、主として糧戸の捐金に依拠して置買された。例えば、合州育嬰堂（道光一四年〔一八三四〕設立）は、紳糧一四人が糧戸より募った捐金総額三万両にもとづいて收穫量二、〇〇〇石の田業を置買した。<sup>(39)</sup>三費局（道光三〇年〔一八五〇〕設立）についても同様であり、紳糧一三人が糧戸より一律に正糧一兩につき六兩の「按糧攤捐」を集め、それによって、歳租一、二〇〇石の公田を置いた。<sup>(40)</sup>

右の合州三費局の事例に見られる如く、捐金とは言っても、実際には正糧に割り当てて強制的に徴収することが多かったと考えられる。光緒『広安州新志』は、地方公事が興辦されるたびに、捐金が強制的に正糧に割り当てられる様子を次のように述べている。「按糧捐貢。……地方の祠廟を修し、奎閣を建つること有るに至りてはこれを派し、学田を興すにもまたこれを派す。斗石升合、巨細遺さず隨糧徴収すれば、集款は甚だ巨なり」と。<sup>(41)</sup>

津貼・捐輸、及び地方公事のための「按糧攤捐」を含むいわゆる糧は、その徴収対象として、地主を主たる構成

員とする糧戸を捕捉するものであるが、その窮極の實質的負担者は直接生産者農民Ⅱ佃戸であった。地主が直接生産者農民Ⅱ佃戸より、収租關係を通じて直接に、また流通過程を通じて間接に収奪した富から糧が支払われるという意味においてそうであるばかりでなく、そのうえ更に、地主は重糧を口実として、糧の一部を租に上載せしめるに至っていたのである。光緒『広安州新志』は、津貼・捐輸を始めとする「按糧攤捐」に関する記述の中で、「主の糧多ければ、貧佃は歎に遇えば失業す」と述べている。<sup>(42)</sup> 糧の一部があらためて佃戸にも転嫁されていたからこそ、地主に課せられた糧額の増大が、佃戸の失業——押租を租にひきあてて退佃すること——と直接に関わるに至ったものと考えられる。光緒三十三年（一九〇七）、既に拳人となっていた合州の張森楷は、朝廷に建白した「四川の應に辦すべきの事宜」の第十六条「曲に農の艱を恤れむべし」において、地主が捐輸を口実として、佃戸より收穫の九割をも徴収していた事実を指摘している。<sup>(44)</sup> このように、地主が捐輸などを口実として、重糧の一部を佃租に上載せしめて収奪するという状況は、一九〇〇年代以前、この捐輸などの成立とともにすでに現象していたものと思われる。

清末四川省における直接生産農民Ⅱ佃戸は、旧来の佃租のみならず新たな糧の負担をめぐっても、自己の直接の地主との矛盾を深めると同時に、地方公事のための「按糧攤捐」の課税者であり徴収者である局士層との間にも、かくして直接的な矛盾を孕むに至った。

重糧は、地主層の内部にも矛盾をひきおこした。富商ないし大地主層を階級的基盤とする有力紳糧は、局士在任中は附加税免除の特権を供与されていたうえ、<sup>(45)</sup> その他にも糧を軽減し得る様々な抜け道を有していたと推測される。それに対し、中小地主層は、重糧の主たる担い手として重点的に課税された。民国『榮県志』によれば、銅錢で納

税する畸零小糧に対して不当に高い折錢額を強制して収奪を強化することが、清末を通じておこなわれていたとい(46)う。

清末四川省における農民層の階層分化が、中小地主層の没落を伴いつつ進行したことについては、すでに西川正夫氏が指摘されている。(47)糧の主要な担い手として苛酷な収奪を受けていた中小地主層は、その糧を佃戸に肩代りさせようにも、佃戸との力関係のうえで、また、佃戸の絶対的負担能力のうえで、おのずから限界があり、急速に没落したであろう。光緒『広安州新志』も、「中人の産」は、穀貴の時には収入が多いので僅かに自保し得るが、一旦穀賤となると驟かに貧しくなると述べている。(48)かかる中小地主層の没落には、彼らにしわ寄せされた重糧が大きく影響していたに相違ない。

重糧に対する不満は、同治末年より光緒初年にかけて一挙に表面化した。中小地主層を主導者とし、訴訟を闘い的手段とする抗糧闘争が、四川の各州県に見られたのである。(49)光緒元年(一八七五)には、川東道綏定府東郷県において、重糧を訴えて京控に及んだが敗訴した「民人」袁廷蛟が、郷民千余人を集めて県城に赴き、局士に糧帳の清算を要求するに至った。この東郷県の抗糧闘争は官権力による残酷な弾圧を招き、その惨事は全四川を震撼せしめたとい(50)う。

この頃から、局士は「按糧攤捐」以外に地方公款の財源を求めようになった。例えば、合州で光緒二二(一八九〇)年に、南川県の先例にならって学田を興す計画が立てられた時、局士は「按糧攤捐」に対する州民の批判を恐れて学田の設置をとりやめ、積穀倉二万石の毎年の息款の四割に当る八〇〇石を公款とする学費局の設置に変

更したのである。<sup>(51)</sup>この頃に新たに地方公款のための財源として重視されたものは、おおむね次の三種である。

第一は、既存の地方公款の生息である。各公局に「按糧攤捐」によって集めた生息本銀や、当面使わずに済む押租や租穀などがある場合に、それらを當舖・塩商等に貸し付けて生息させることは、従来からおこなわれていた。<sup>(52)</sup>

注目すべきことに光緒半ば頃からは、公局それ自体が余款の生息にあたるという方法が提起されてくる。合州廩生張森楷は、前述の「州政の利弊十六ヵ条」において、地方公款を増やす方法を五ヵ条述べているが、その一つ「閑款は宜しく慈息すべきなり」は、余款の効果的な生息のために、合州の全公局の余款を培文局に集め、州民に貸し付けるべしというものであった。張森楷によれば、公局によるこの金融業は、当時瀘州の體仁堂<sup>(53)</sup>で実行されていた放錢法にならって、一人あたりの融資額は一、〇〇〇文より一萬文まで、貸し付け期間は一ヵ月以内、利息は一、〇〇〇文につき月息二〇文すなわち二分とするという。

この提言は直ちには実行に移されなかったが、體仁堂、或は培文局の如く、教育等の本来的機能をもつ公局が、同時にいわば高利貸的機能をも担って公款の増殖をはかるということは、非公認の場合をも含めて、かなり一般的小おこなわれていたのではなからうか。<sup>(54)</sup>

かかる地方公款の生息は、公局が直接に高利貸業をおこなう場合は言うまでもなく、當舖等をして生息させる場合にも、間接的ではあるが、<sup>(55)</sup>直接生産者農民を主とする「城郷小民」<sup>(57)</sup>に対する高利貸的収奪として成立していた。

第二は、寺・廟・会の田土・資産の公局への移管である。張森楷の「州政の利弊十六ヵ条」も第十二条「廟・会には宜しく捐を勸むべきなり」において、寺・廟・会の田土・資産を地方公款として捕捉すべきであると主張して



いる。すなわち、彼によれば、合州では、寺、廟、及び紳糧層が贖金して作った様々な名目の会、の三者いずれも、裕かな田土・資産を所有している。しかし、それらの多くは、州に提出する報告書を取り繕うために、「修廟、辦会、及び地方小善の用」にながしかを出資するのみで、収入の他の大半を不正に使用している。したがって、彼らの田土・資産のうち、十分の二以上十分の五以下を捐納させ、地方公款に充当すべきである、というのである。

このように、寺僧や、廟・会の運営にあたる紳糧層の営利行為を理由として、寺・廟・会の田土・資産を公局へ移管する政策は、張森楷が「州政の利弊十六ヵ条」において、その実施を要請する以前から、幾つかの州県で実行されてはいたが、<sup>(58)</sup>かかる政策の実施は、紳糧層の側からの強い反発を招いたと考えられる。当時の地主制下における寺・廟・会産の歴史的意義について考察することは、今後の課題としたいが、恐らく、これらは公共的な土地所有形態を装うことによって、官権力より何らかの保護を与えられており、したがって、紳糧層にとっては、かかる共同所有にあずかることが彼らの資産の増殖と深く関わっていたのではないかと推測される。会を例にとつて見ても、清末の合州には、大成会、十全会、義塚会などの、救恤等の看板を掲げる会が、郷村ごとに、局士退職者を含む紳糧層によって盛んに設立されており、<sup>(59)</sup>会設立のかかる盛行それ自体が、会産と紳糧層の私的利益との結びつきを示唆するからである。

なお、寺・廟・会産を、地方公款の財源として公局に移管せしめられた紳糧層は、ここに新たに、公田の佃戸という形態を取ることによって、後述する如き利殖をおこなったと推測される。かかる移管後の新しい複雑な土地所有・占有関係、生産関係下の直接生産者農民は、より一層きびしい矛盾のもとにおかれたであろう。<sup>(60)</sup>

第三は、釐捐の新設である。合州において、光緒初年以來、地方公款の財源として新設・増設されたことを確認し得る釐捐には、次のようなものがある。光緒三年（一八七七）に実惠局に融資されることになった塩釐<sup>(61)</sup>、光緒六年より寶興局に融資されることになった契捐（契税の附加税）と官平<sup>(62)</sup>（アヘンの取引、及び銀でおこなう取引に官秤の使用を強制して平錢を徴収するもの）、光緒一六年に義卷局に融資されることになった炭捐<sup>(63)</sup>、光緒二二年に団練局に融資されることになった肉釐<sup>(64)</sup>（猪一頭の屠殺につき錢一〇〇文を徴収する）、以上である。また、張森楷も「州政の利弊十六カ条」の第十条と第十一条において、烟館と演戲とに、それぞれ、釐金を課するよう提言している。

既に高橋孝助氏が指摘されている如く、釐捐は、商人層を直接の徴収対象としていたが、商人層を通じて、釐捐の負担は「商品・物資の購買・消費者としての存在、商品生産者およびそれを商品化する者としての存在である佃戸」に転嫁されたのである<sup>(65)</sup>。すなわち、釐捐は、直接生産者農民の生産の成果を流通過程において収奪するものであった。

地方公款は、上述の如き「按糧攤捐」に依拠しない方法による場合もまた、直接生産者農民に対する収奪の強化に基礎を置いていたのであった。但し、「按糧攤捐」から他の方法への移行は、中小地主層をして、局士を攻撃目標とする抗糧闘争の主導者の立場から退かしめる効果をもたらしたものと考えられる<sup>(66)</sup>。

このように見るならば、公局とは、地方公事を大義名分として、権力を背景に、郷民に対する収奪を遂行する機構であったと言えよう。しかれば、局士層は、公局において地方公款を一手に掌握したことによって、いかなる郷村支配を実現し得たであろうか。

## (二) 局士による郷村支配

局士による地主制の再編成は、二つの側面を有していた。第一は、局士自身が局士への就任を楨杆として、みずからの土地所有を拡大するとともに、新たな郷村秩序を構築するという側面である。

すでに、小野信爾氏が前掲論文において指摘された如く、局士は地方公事の遂行を通じて、浮収・中飽を始めとする様々な不正収入を享受していた。<sup>(67)</sup> 民国『崇慶県志』も、捐輸局について「旧時、蠹紳は専ら此を恃みて漁利の淵藪と為し……」と述べている。<sup>(68)</sup>

局士による公款の不正な経理を州県民の側から監視する場として、一般的には局士交替時に、特殊的には局士が告発された時などに、全州県の紳糧の立ち会いのもとに公局の帳簿の決算をおこなう「会算」(「算帳」ともいう)があった。<sup>(69)</sup> しかし、局士は、しばしば公款を共通の利藪とすることにおいて地方官と結託し、任期を無制限に延長したり、会算を忌避したりしたのである。<sup>(70)</sup>

このように、局士層は、その任にあることを通じて大きな収入を得たうえに、前述の如く附加税免除の特権をも与えられており、両者ともに、局士の富商ないし大地主としての基盤をより強固にする機能をもったのである。

局士の任を離れ、郷里に戻った紳糧は、前述の如く、族譜の編纂、宗祠の建設と祠田の設置などを遂行した(表2の④刁貴業、⑥王三澤、⑧周鳳鳴)。家塾を置き、族人の子弟の教育をおこなった者も見られる(④刁貴業、⑩胡培森)。

かかる活動は、族的結合を強化すると同時に、同族内に局士を出した家を頂点とする支配を貫徹させ、ひいては農

村秩序の新たな編成とその安定とをもちたらしめたものと考えられる。

局士を離任した紳糧はまた、郷村内における慈善事業を積極的に担当していた。表2の⑥王三澤、⑦秦国聘は、郷里に戻って後、居住する各自の場において、孤貧の者にに錢・米を支給する十全会なる慈善事業を興辦したり、救荒、施医・施薬、災害救助活動などをおこなったりしていた。郷村の場においても、城内における公局に類似した慈善事業が、局士を経験した紳糧を中心として推進されていたことが推測される。十全会なども、張森楷が前述の「廟・会には宜しく捐を勸むべきなり」において指摘していた如く、慈善事業の名に隠れて営利をおこなっていた可能性が大であるが、他方、かかる慈善事業は、同族のみならず、一般の直接生産者農民をも、局士層による郷村支配下に取り込むことを容易にしたであらう。

更に、局士層は、郷村にあって、直接生産者農民の再生産を補完する機能をも果たしていた。例えば、⑦秦国聘は、塩の販運にたずさわる「小販」たちが、困難な路をたどる危険を冒しているのを見て、局士離任後の光緒四年（一八七九）頃から、八年の歳月を費し、私財錢一万数千貫を投じて、合州と塩産地とを結ぶ道路を修築している。当時、塩の販運は、貧しい直接生産者農民にとって生計に資する重要な副業であった。<sup>(71)</sup>したがって、⑦秦国聘は、彼らの再生産活動をより円滑にさせる役割を果たしたことになる。<sup>(72)</sup>また、前述の「閒款は宜しく慈息すべきなり」において、張森楷が、「近日、豪強兼併の家の立つる所の小押、六閔上錢等の店には、什の三、什の四の息を取るもの有り」と指摘している如き郷村の高利貸もまた、局士の基盤としての紳糧層によって経営され、農民の再生産に深く食いこむ存在であったと推測される。<sup>(73)</sup>

局士への就任を楨杆として、新たな鄉村秩序の構築がおこなわれた経緯を、以上に見ることが出来る。

局士による地主制の再編成の第二の側面は、かかる鄉村の高利貸を基礎として、公田の佃戸という形態をとる寄地主層を創出するという側面である。以下、これについて考察しよう。

公田の佃戸の承佃規模について、道光四年（一八二四）に興辦された梁山県養濟院の佃戸の歳租額（表3）、及び、道光三〇年（一八五〇）より咸豊三年（一八五三）にかけて規模の備わった永川県学田の佃戸の歳租額（表4）を見ると、四、五〇石以上に達する租を納める佃戸がかなり含まれている。歳租が四、五〇石以上に及ぶ土地の收穫量は、租が五割と仮定すると八〇—一〇〇石以上にもなり、良農一人が耕作可能な規模の上限である「出穀（收穫量）二十石之田」の四、五倍の面積にもあたる。

また、光緒『徳陽県志統編』によれば、光緒一三年（一八八七）に育嬰局の公田を承佃した胡繼発は、みずからの押租錢一、三〇〇釧（一釧は一、〇〇〇文）を育嬰局に捐納している。<sup>(76)</sup> 大多数の農民にとっては、押租を支払うために一万文の借金をすることさえも容易にはなし得ない当時<sup>(77)</sup>にあって、公田佃戸の中には、一三〇万文もの押租を公局に寄付してしまうだけの資力を有する者が含まれていたのである。この場合、承佃規模は不明であるが、押租額の大きさから考えて、承佃した土地は広大なものであったことが推測される。

他方、承佃佃戸を選ぶ局士の側でも、安全かつ確実に収租し得るために、また収租時の煩を省くために、最大限に大規模な承佃が可能な富裕者を選んだであろう。<sup>(78)</sup>

したがって、公田佃戸は、一般的に、十分な資力を有し大規模な借地が可能な存在であったと推測されるのであ

る。彼らは、おおむね、現金獲得手段に恵まれた商人II高利貸層ではなかったらうか。<sup>(79)</sup>

公田佃戸が、その大規模な借地を、自家の使用人や雇農に耕作させていた可能性も否定できないが、一般的には、みずからは直接経営にたずさわることなく、第三者に又小作させていたと考えられる。何故ならば、光緒元年（一八七五）に設立された南川県の学田の章程に「耕田佃戸の招佃し押佃を多取するを許さず」<sup>(80)</sup>とある如く、多くの公局の規程や章程には下請け小作の禁止が明記されており、かかる史料が残存すること自体、かえって、下請け小作の一般的成立を物語るからである。

清末四川省においては、一般の民田の押租・歳租ともに高騰しつつあった。かかる一般的情况のもとにありながら、公田の佃戸は、次に述べる如く、官権力の保護のもとに、押租・歳租ともに相対的に低額のままに維持されるという特殊な租佃関係のもとにあった。彼らは、右の二条件を利用して、下請け小作人への又貸しを有利な利殖の途として成り立たせていたものと考えられる。<sup>(81)</sup>

公田における特殊な租佃関係とは、第一に、公田は、田賦附加税免除の特権を付与されていた。<sup>(82)</sup>その結果、公田には、一般の民田における佃租高騰の主因を成していた重糧——特に、年々増額され、一九〇〇年頃には正糧の一〇倍以上にも及んだ捐輸<sup>(83)</sup>——の佃戸への転嫁という条件は存在しなかった。第二に、官権力は、局士による公款の浮収・中飽を防ごうとする州県民の側からの要求につきあげられて、局士に対し一定の押租・歳租額を維持するよう圧力をかけていた。例えば、張森楷は、「州政の利弊十六ヵ条」の第十四条「年例は宜しく昭垂すべきなり」において、公局は、「各局田土」につき、その所在、佃家数、各佃戸の押租・歳租額、各局の毎年の支出項目とその額

を明文化して立案し、立案ののちは、いささかも増減を許さず、そのために、立案の内容を書物に刻して播布し、広く州人をして各局の状況について知らしめるよう提言している。同趣旨の主張は他にも見出すことができる。<sup>(84)</sup>このような、公田の押租・歳租額を一定額のままに保つべきであるとする官権力の側からの圧力もまた、公田における租佃関係が、民田におけるそれに直接には左右されず、押租・歳租額の高騰をおさえるという傾向を助長したのではなからうか。

しかし、公田における租佃関係も、現実の地主―佃戸関係から全く自由ではあり得ない。民田における押租・歳租額の高騰は、公田に特殊な形で反映されるのである。例えば、局士は、公田佃戸に「私當」を加えることがあったが、<sup>(85)</sup>私當とは、公局の章程などに定められた定額押租の外に局士が個人的に徴収した押租であると推測される。また、公田においては、佃戸が名目的には公田佃戸として居続けながら、押租より高額な頂価の支払いと引き換えに、他者に事実上の公田佃戸としての立場を譲る「私頂」もおこなわれていたようである。<sup>(86)</sup>同様に、「分佃」<sup>(87)</sup>などと呼ばれ又小作させる方法も、公田佃戸にとっては、みずから局士に支払う押租・歳租額と民田におけるそれとの乖離が顕著になればなるほど、有利な利殖方法となっていたであろう。

ところで、当時においては、民田においても、公田における「分佃」に良く似た租佃関係が広まりつつあった。民国「巴県志」が語る「不耕佃農」がそれである。「不耕佃農」とは、地主の現金獲得の必要性につけこみ、一般の標準より極めて高率の押租を支払うことよって地代の軽減を獲得して土地所有の実質を奪う一方、承佃したこの土地を、押租を支払い得ないために通常の租佃関係からはみ出しつつある直接生産者農民に又小作させ、農民に

対して、押租を貸し付ける債権者として、また同時に實質上の地主として立ち現われ、極めて有利な利殖を遂行していた存在である。この場合、又小作農は、支払い得るだけの押租を「不耕佃農」に支払い、不足分について、その利息を、本来の租米とは別に、毎年、穀米の形態で支払ったのである。<sup>88)</sup>

公田佃戸は、その恵まれた借地条件によって、必ずしも高額ではない押租を公局に対して支払うのみで、他方に、直接生産者農民に対し、右の「不耕佃農」の場合に似て押租を貸し付ける債権者として、また佃租を収奪する實質上の地主として、二重の収奪をおこなうことが可能であつたのではないだろうか。

局士は、商人Ⅱ高利貸層を中心とする限られた富裕な人々へのみ、公田の佃戸となる特権を供与することによつて、彼らに、寄生地主的利殖の場を保證していたのである。

### おわりに

局士層による、嘉慶白蓮教の乱とそれに続く太平天国期農民諸反乱の後における地主制の再編成は、上述の如く、局士層を頂点とする郷村秩序の再構築という側面と、新たな寄生地主制の創出という側面とを有していた。かかる地主制の再編成は、当然のことながら、その内部に新たな矛盾を醸成する。一九〇〇年頃より、局士による民衆支配の象徴である公局の打ちこわしなどが多発する<sup>89)</sup>のは、かかる矛盾の表出と見なし得よう。

このような状況のもとで、直接生産者農民の生産の改善を意図して、新しい試みに着手し始める一部の局士の動きが見られるが、四川における蚕糸業振興運動との連関においてこれを考察することを次稿に期したい。



表1 合州における公局

(史料—民国9年〔1920〕刊『合川縣志』)

局名	設立・再建年次	地方公事の内容	地方公款	史料
書院	康熙・乾隆年間設立。 再建年次は不明。	童生・生員の教育。	公田(規模は不明)	巻29. 公善
養濟院 (のち美豊局)	道光3年設立。光緒3 年再建(美豊局)。	貧民への給金。	借金により集めた生息本銀2,000両を当 鋪に貸し付け生息。のうち、塩釐。	同上
育嬰堂	道光14年設立。光緒初 年再建。	①孤児収容。②水災救助活 動。	借金により公田を置く。 (田租502石, 土租80千文)	同上
寶興局	同上	科挙受験のための資金援助。	同上 (田租112石, 土租10千文)	同上
恤養局	同上	①痲痺に対する救恤。 ②死体収容・棺の支給。	同上 (田租115石, 土・房租100千文)	同上
孤老局	同上	貧民収容。	同上 (田租52石)	同上
三費局	道光30年設立。 光緒初年再建。	命・盗案の捜査。	按糧攤捐により公田を置く。 (田租1,200石)	同上
塩課局	咸豐元年設立。	塩課を正確に割り当てて徴 収する。	田租700石の公田を買い、塩課の一部に 充てる。	同上
津捐局	咸豐末年設立。	津貼・捐輸の徴収。		巻14. 賦税
積穀倉	光緒6年設立。	荒年に備えて穀米を備蓄す る。	按糧攤派により穀米を集めた。 (2万石)	巻16. 倉儲
両益局	光緒8年設立。	城内における水火災の防災 施設。	按糧攤捐により集めた生息本銀2,500両 を当鋪に貸し付け利率1分にて生息。	巻29. 公善
義巻局	光緒16年設立。	科挙受験費用の援助。	公田と炭捐, 合計年収1,400千文。	巻36. 学務
学費局	光緒22年設立。	貧者に対する学費の給付。	積穀倉の息金の4割, 800石。	同上
団練局	同上	治安対策。	肉釐(宰猪1隻につき100文)。	巻27. 团警

表2 合州における局士  
 (史料——民国9年〔1920〕刊『合川縣志』, 卷41~49)

氏名	公 局	局士選出時の資格	史料
① 李天拳	道光14年設立の育嬰堂の初代局士。	例監生	卷48.
② 李子科	道光30年設立の三費局の初代局士。	例貢生	卷48. 李天拳
③ 潘一崑	同上	廩生	卷48.
④ 刁貴業	同上	なし	卷48.
⑤ 劉 駿	咸豐初年頃の局士。	庠生	卷45. 劉燾
⑥ 王三澤	同治半ば頃の育嬰堂・三費局等の局士。	庠生	卷46. 王鴻緒
⑦ 秦國聘	同治半ば頃の育嬰堂・恤養局の局士。	なし	卷48.
⑧ 周鳳鳴	光緒3年頃の三費局の局士。	例監生	卷45.
⑨ 劉得中	光緒8年書院の局士。	歲貢生	卷43. 劉長清
⑩ 胡培森	光緒10年頃に津捐局・三費局等の諸局を歴任。	歲貢生	卷48.
⑪ 曾紀鍾	光緒10年以降, 書院・塩課・三費・賓興・育嬰・団練等の局を歴任。	庠生	卷48.
⑫ 易三祥	光緒末年に約20年間, 局士に在任。	なし	卷48.

表3 梁山県養濟院の公田

(史料——光緒20年〔1894〕刊『梁山縣志』, 卷3, 建置志)

佃戸名	歳租額	佃戸名	歳租額
周安隆	90石2斗	楊宗杰	41石
李純鳳	70石8斗	馮学武	20石
陳金光	66石6斗	唐学順	32石
陳隆先	24石6斗	登有簡	32石
陳棉先	22石2斗	劉興純	13石
譚人照	30石	劉紹開	27石
蔡言周	20石	僧覺悦	108石
周邦貴	20石	李	50石

表4 永川県の学田

(史料——光緒27年〔1901〕跋刊『永川縣志』, 卷5, 学校, 学田。なお, 民国『南充縣志』卷11, 物産志, 農業によれば, 1挑は, 5斗に当るといふ。)

	生産高	佃戸	押租額	歳租額
A地	400挑	2人	390千文	120石
B地	430挑	4人	430千文	83石4斗
C地	600挑	3人	490千文	120石
D地	300挑	2人	494千文	63石
E地	80挑	1人	100千文	17石
F地	60挑	1人	50千文	15石
G地	385挑	1人	360千文	72石

註

- (1) 拙稿「清末四川省におけるアヘンの商品生産」(『東洋学報』第六〇巻第三・四号、一九七九年、一七五—二一七頁)。
- (2) 局士、或いは局士に類似した存在は、清末の中国に一般的に成立していた(夏井春喜「洋務運動時期稅收奪の再編」、『中国近代史研究会通信』三号、一九七六年)。従来局士研究は、夏井氏も、小野信爾氏(『四川東郷袁案始末』、『花園大学文学部紀要』四号、一九七三年)も、局士による徵稅機能の掌握という側面に焦点をあてており、局士による地主制の再編成という問題には考察を進められていない。
- (3) 光緒二十六年(一九〇〇)刊『井研志』志四、建置、公局。
- (4) 民国一八年(一九二九)刊『榮県志』建置第二、局所。
- (5) 四川清理財政局編『四川款目説明書』、宣統二年(一九一〇)、二一五頁。
- (6) 夏井春喜、前掲論文。
- (7) 同右、二一三頁。
- (8) 小野信爾、前掲論文、一四四—一四五頁。
- (9) 津貼は正糧と同額、捐輸は当初においては正糧の二—四倍であった。このうち、捐輸は年々増額され、一九〇〇年頃には正糧の一〇倍以上に達した。民国一〇年(一九二一)刊『金堂県統志』卷三、田賦四。
- (10) 民国九年(一九二〇)刊『合川県志』卷一五、征權、百貨釐金局。
- (11) 同右書、卷二九、公善、養濟院、参照。
- (12) 四川省の地主は、すでに太平天国期において、農民諸反乱に対処して、皆一寨を修築して一族や郷民を收容するとともに、団練をおこして郷里の防衛に当たっていた(民国『合川県志』卷四七、郷賢六、杜仕の玄孫杜玉法、参照)。
- (13) 「滇匪の乱」(一八五九—六二)は、雲南アヘンを四川に運ぶ商隊の護衛をしていた李永和・藍朝鼎らが、釐金の課税に反抗して起義に及んだものである(民国四年(一九一五)刊『榮経県志』卷九、武功志、戎事)。この頃、川東・川北を中心に、各地で、「土匪」、「黔匪」、「號匪」などの反乱があいついだ(光緒元年(一八七五)序刊『江津県志』卷五、寇逆、参照)。
- (14) 鈴木中正『清朝中期史研究』、一九五二年第一版、(燎原書房、一九七一年影印)、六六一—九六頁。
- (15) 註(13)、参照。
- (16) 民国『合川県志』卷二九、公善、育嬰。
- (17) 民国一八年(一九二九)修、二四年(一九三五)刊

『雲陽県志』卷九、財賦、清制。

(18) 民国『合川県志』卷二九、公善、三費。なお、合州は四里より成っていた。

(19) 同右書、卷二九、公善、塩局。

(20) 同右書、卷一四、賦税、捐輸。

(21) 註(17)に同じ。

(22) 註(19)に同じ。

(23) 註(16)、註(18)、参照。

(24) 註(4)に同じ。

(25) 合州では、育嬰堂の初代局士も、また三費局の初代局士も、興辦に際しての集議に参加した十数人前後の紳糧中より選ばれた。

(26) 註(17)に同じ。

(27) 光緒三十三年(一九〇七)修、民国九年(一九二〇)刊、民国一六年(一九二七)重印『広安州新志』卷一六、

賦税志、雜捐、按糧捐質。

(28) 民国『合川県志』卷二九、公善、育嬰。及び卷四八、郷賢七、李天莘。

(29) 同右書、卷四八、郷賢七、李天莘、藩一崙。

(30) 同右書、卷六二、序伝上。合州廩生張森楷が知州に條陳した州政に関する提言の第十五条「局士勿久踞也」に「筭逾六屆權兼四局者」のいることが述べられている。ま

清末四川省における局士の歴史的 성격 新村

た、表2の◎易三祥は二〇年間に局士の任にあった。

(31) 久保田文次「清末四川の大佃戸」(東京教育大学アジア史研究会編『近代中国農村社会史研究』、大安、一九六七年。一九七三年第二刷刊行、汲古書院)、二八四頁、註(30)、参照。

(32) 田一畝の收穫を二石五斗(民国一八年〔一九二九〕刊『南充県志』卷一一、物産志、農業、地価)とし、收穫の六割を収租した(民国『合川県志』卷一七、農業、農田)と仮定する。

(33) 民国『合川県志』卷四六、郷賢五、張德紳。

(34) 民国一七年(一九二八)刊、涪陵県統修『涪州志』卷一八、食貨志に、

富人蔽取穀市斗至三千石者、計資不過十萬、乾嘉前無聞焉。道咸以來南坪陳氏、北坪何氏、蘭市孟氏、李渡徐氏……可指數也。山地饒紅薯蜀薯(俗名紅苞穀)、足供半歲食、米豆載運至宜沙、名陸陳行。聞徐氏致富由此。余氏亦用此成業。陳、何、孟、以居積。冉最後用糶粟得利獨多、累至數十萬金。(ハ)内は割註(引用者)とある。なお、産米の飢饉の販売については、前掲、拙稿、一九四頁、参照。

(35) 光緒『広安州新志』卷一三、貨殖志、物類、穀米。

(36) 民国『合川県志』卷六二、序伝上。

- (37) 同右。
- (38) 重田徳「郷紳支配の成立と構造」〔『岩波講座世界歴史』一二巻、一九七一年。『清代社会経済史研究』、岩波書店、一九七五年に再録。〕
- (39) 民国『合川県志』巻二九、公善、育嬰堂。及び、同書、巻四八、郷賢七、李天華。
- (40) 同右書、巻二九、公善、三費。
- (41) 光緒『広安州新志』巻一六、賦稅志、雜捐。
- (42) 同右書、巻一六、賦稅志。
- (43) 同右書、巻三四、風俗志に「年荒穀貴、佃耕者……退折佃錢辭耕去矣」とある。
- (44) 民国『合川県志』巻六二、序伝上。
- (45) 民国一六年（一九二七）刊『簡陽県志』、附簡陽県詩文存、巻七、文、王士元「答張仙舟書」。
- (46) 民国『榮県志』、人士、第八、王開文。また、食貨、第七。
- (47) 西川正夫「四川保路運動」〔『東洋文化研究所紀要』第四五冊、一九六八年）、一一六頁。
- (48) 註(35)に同じ。
- (49) 民国『大竹県志』巻九、人物志上、卓行、王聘三。民国『榮県志』、人士、第八、劉春榮。民国『合川県志』巻四七、郷賢六、張正常、参照。

- (50) 小野信爾、前掲論文。なお、糧帳の清算とは、衆人の立ち会いのもとに糧帳の収支決算をおこなうことである。
- (51) 民国『合川県志』巻三六、学務、補遺。
- (52) 表1の養濟院、兩益局、参照。
- (53) 張森楷は「州政の利弊十六カ条」の中で、新たに培文局を設立して、既存の書院・賓興・義卷の三局を培文局に統合し、諸務を簡略化するよう提言している。
- (54) 體仁堂は雨棚（科挙受験者のための雨天避難所）である（民国二七年〔一九三八〕刊、一九六七年影印『瀘県志』巻二、統治制志、慈善団体）。
- (55) 合州三費局も秘かに小典（質舖）を開いていたという（註(49)の張正常の伝記、参照）。
- (56) 當舖等が公款を低利で借り、高利で民間に貸しつけていたことについては、中村治兵衛「清代山東の書院と典當」〔『東方学』一一輯、昭和三〇年（一九五五）〕、参照。
- (57) 張森楷は、培文局における貸し付けの対象を小商売をしたくともその資本が得られない「城郷小民」としている。
- (58) 同条文に語られている巴州での事例、及び民国一九年（一九三〇）刊『中江県志』巻一三、政事下、学校、学田などを参照。
- (59) 民国『合川県志』巻四六、郷賢五、張徳紳。同書、巻四七、郷賢六、杜玉法。及び、表2の⑥王三澤、⑦秦國

聘、参照。

(60) なお、久保田、前掲論文は、公局の田と、寺田・廟田・族田などを一括して公田とされている。公田をそのように広義に解釈することも可能であるが、公局の田と、寺・廟・会田とでは、その公的性格において差異があると考えられる。前者は明らかに優免特権を有していたが、後者についてはそれを史料的に確認し得ない。

(61) 民国『合川県志』巻二九、公善、養濟。

(62) 同右書、巻二九、公善、賓興。

(63) 同右書、巻三六、学務、補遺、義卷。

(64) 同右書、巻二七、团警。

(65) 高橋孝助「一九世紀中葉の中国における税收奪体制の再編過程」(『歴史学研究』三三三号、一九七二年)。同「清末における蠶金収奪と小農民経営」(『歴史学研究』三九二号、一九七三年)。

(66) 西川正夫、前掲論文によれば、光緒以降には、抗糧闘争に代って、公局打ちこわし等の農民暴動が主流をなすに至っている。

(67) 註(50)、参照。

(68) 民国一五年(一九二六)刊『崇慶県志』民政四、捐輸。

(69) 光緒元年(一八七九)刊『彭水県志』巻二、学校、蔚文堂公局章程に「會算四項公費賬目、應由在局紳董會同城

郷紳董、在局眼同結算」とある。また、東郷県の育嬰章程にも「凡新舊交替、會同闈果紳糧、將全年經手出入賬目澈底清算」とある(光緒二八年(一九〇二)刊『東郷県志』巻五、賦役志、知県張蘭稟定育嬰章程)。

(70) 局士が地方官と結託して会算を拒否した事例は、「州政の利弊十六ヵ条」の第三条「賓興宜加厚也」に見られる。

(71) 秦国聘の伝記には「陸路則引鹽外、向准小販肩挑數十百斤、自給口食、于是、合〔州〕、定〔遠〕、岳〔池〕、広〔安州〕、南充之民趨之如鶩」とある。なお、光緒『広安州新志』巻一三、貨殖志、物類、鹽茶は、かかる小販について「往日郷民貧苦鹽販為多、肩挑背負以謀衣食。……以米豆去、以鹽帰」と述べている。

(72) 但し、道路の建設は、他方で、蠶金の徴収対象としての、かかる小販を捕捉することを容易にしたであろう。

(73) 民国二〇年(一九三一)刊、重修『南川県志』巻一四、叢談、南川社会状況、清代に「窮佃歲入不敷、向多穀翁、重息借貸、負債終身、如荷桎梏」とある。

(74) 当時の民田の佃租は、一般的に收穫量の六―七割以上であったが、表4によれば、永川県芋田の佃戸の租額は五割以下のものが極めて多い。

(75) 民国『雲陽県志』巻一三、礼俗中に「大氏良農一人足耕出穀二十石之田」とある。

(76) 光緒三十一年(一九〇五)刊『徳陽県志統編』卷三、建置志、育嬰局。

(77) Aリスメドレー著、阿部知二訳『偉大なる道—朱徳の生涯とその時代—』上、岩波書店、一九六九年、四七—四八頁。

(78) 公局の章程や規程には、しばしば、承佃希望者について、「殷実紳糧」すなわち大地主の保証人が必要とする旨が規定されている(民国『崇慶県志』、江原文徴、県人記事之文、社田条規)。大地主を保証人となし得る人は、社会的に恵まれた立場にあり、富裕である可能性が大きいと考えられる。

(79) 久保田文次氏が大佃戸の事例の一つとして挙げられている合州三費局の佃戸任正才は、商人として蓄財したのち、三費局の公田を借地している(久保田、前掲論文、二七五頁)。

(80) 光緒一五年(一八八九)刊『南川公業図説』卷一、学田、章程。

(81) 久保田文次氏は、前掲論文において、公田佃戸の経営が相対的に安定していたのは、公田佃戸が高率の押租を支払っていたからであるとされているようであるが、これには以下の二点で疑問がある。①『南川公業図説』に収録されている南川県の公田の押租額は、光緒半ば頃における同

県の押租標準額—收穫量一石の田につき一、〇〇〇文(民国重修『南川県志』卷四、農業、佃租)—よりも低い場合が極めて多い。②高率押租を支払うことによって租が軽減されるのは、公田にのみ当てはまる特殊な条件ではない。

(82) 『南川公業図説』卷首、規程に「公業凡戴入図説者、均免津捐、止完正糧」とある。

(83) 註(9)、参照。

(84) 鐘澤生『藻雪堂文集』(光緒二〇年〔一八九四〕刻)卷八、書、「致謝品案父台、附啓」。

(85) 民国『南充県志』卷七、掌故志、学校、附録南充實業局新訂章程に「局士不得私加私當、妄取分文」とある。

(86) 華陽県の県立中学校産業一覽表に見られる浄土寺公業は、前清時には潛溪書院の所有していたものであるが、前清以来「田皆頂田、故歴金愈久愈重」であったという(民国二三年〔一九三四〕刊、民国五六年〔一九六七〕影印『華陽県志』卷三、建置、学校)。

(87) 成都府金堂県の義倉規程に「義倉佃戸不得私抽所佃田畝、重取壓租、分佃別人」とある(民国『金堂県統志』卷三、食貨、倉儲、義倉規程)。

(88) 民国二八年(一九三九)刊、民国五六年(一九六七)影印『巴県志』卷一一、農別、不耕佃農。

(89) 註(66)に同じ。